

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「会」という。）定款17条の規定に基づき、常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 役員は、本俸、賞与及び通勤手当とする。

### (報酬の支払)

第3条 役員は「職員給与規程」に定める支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からあった積立金等は、毎月の報酬から控除して支払うものとする。

### (本俸)

第4条 本俸は次の各号に掲げる役員に対して、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号）」に定める指定職俸給表職員が受ける俸給月額を基準として、それぞれ当該各号に定める範囲で支給する。

1. 専務理事 指定俸給表5号から7号
2. 常務理事 指定俸給表3号から5号
3. 理事 指定俸給表1号から3号

### (賞与及び通勤手当)

第5条 役員は、賞与及び通勤手当は、会の「職員給与規程」に準じて支給する。

### (新たに役員になった者の報酬)

第6条 新たに役員に就任したときは、その日から日割計算で報酬を支給するものとする。

### (役員でなくなった者の報酬)

第7条 役員が退任、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日までの報酬は、日割計算で報酬を支給するものとする。

### (報酬の日割計算)

第8条 前2条により俸給を支給する場合の日割計算は、第3条に規定する月額報酬額を当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。

### (端数処理)

第9条 報酬の支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。